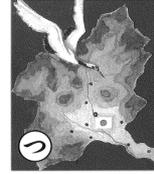




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年5月7日（金） 第9898号

目次

	ページ
告示	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○同	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	3

■ 告 示

◎群馬県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年5月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 渋川市中郷字子持2914の1、2914の3、2921の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年5月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 藤岡市保美濃山字夜沢1954の1、1954乙、1955、1957から1959まで、1963
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第167号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	高崎駒形線	高崎市上大類町830番地1地先から同市同町904番地1地先までの上下線